

消防同意の審査に必要な図書

- 確認申請書の正本
- 消防控書（確認申請書の副本で消防局が控えとして受理する図書） ※1
- 消防用設備等の特例適用願 正副2部 ※2

※1 申請建物の主要用途が一戸建て住宅、長屋又は農業用倉庫の場合は不要です。ただし、一户建ての住宅で、住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものについては、消防控書が必要です。

※2 消防用設備等について特例規定の適用を想定した建築計画とする場合に限りです。